

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第四十八号

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県総合計画審議会設置条例（平成二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十四人」を「二十人」に改める。

附則

この条例は、令和六年十一月二十五日から施行する。